

議案第 5 5 号

工事委託契約の変更について

工事委託契約を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

(2024 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

1 契約の目的

新名神高速道路と同時施行が必要な東部丘陵線の工事

2 契約金額

金、3, 576, 590, 434円（消費税、地方消費税を含む）
（金、3, 267, 007, 225円（消費税、地方消費税を除く））
を

金、6, 501, 679, 213円（消費税、地方消費税を含む）
（金、5, 943, 992, 433円（消費税、地方消費税を除く））
に変更

※一部、非課税経費を含む

※小数点以下の端数は西日本高速道路株式会社契約規定により四捨
五入

3 契約の相手方

大阪府茨木市岩倉町1番13号

西日本高速道路株式会社

関西支社長 永田順宏を

大阪府茨木市岩倉町1番13号

西日本高速道路株式会社

関西支社長 安達雅人に変更

提案理由

工事委託契約を変更したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年城陽市条例第７号）第２条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第９６条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

② 略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１５０，０００千円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

1 変更理由

西日本高速道路株式会社に委託している工事の土工の変更、地盤改良工の追加等に伴う金額変更のため

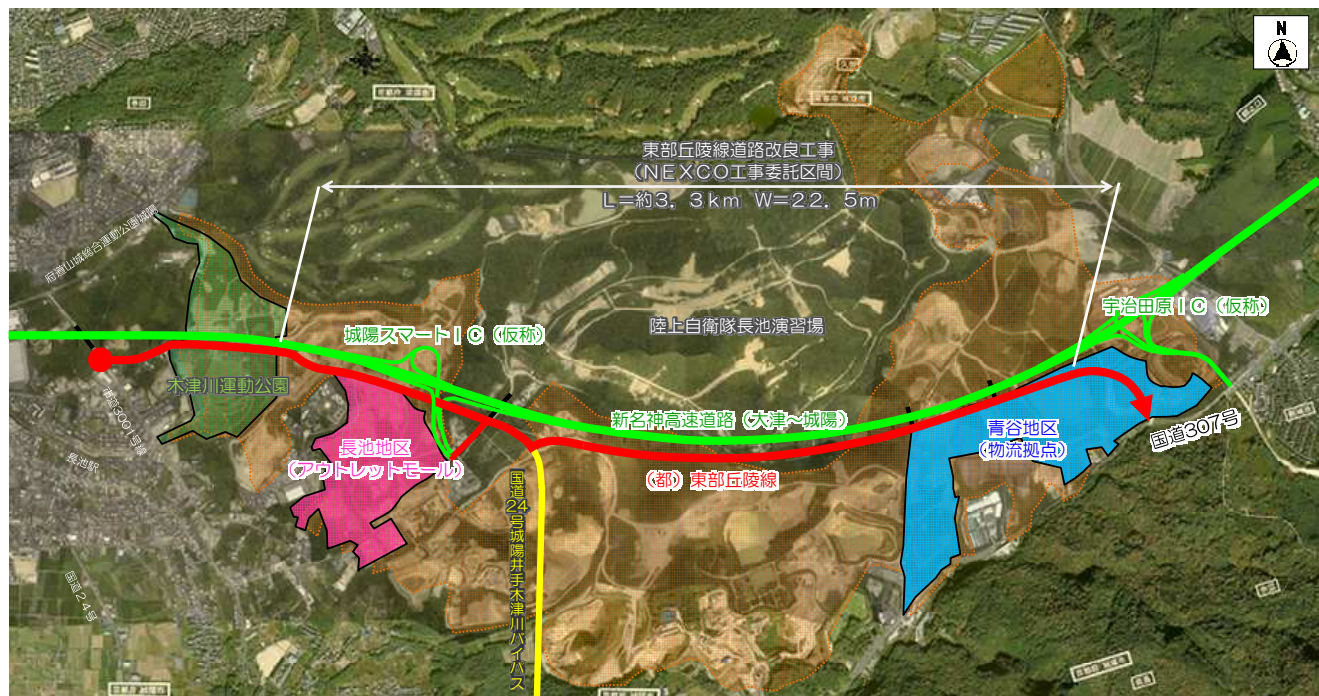
参考資料

新名神高速道路と同時施行が必要な東部丘陵線の工事

- 1) 工事場所 富野北角地先～奈島下小路地先
(府立木津川運動公園以東区間)
- 2) 工事延長 約 3.3 km (委託区間)
- 3) 標準幅員 $W = 22.5 \text{ m}$
(車道片側 2 車線、歩道、自転車道、植樹帯等)
- 4) 工事内容
 - ・道路土工 (切土・盛土) 一式
 - ・法面工 一式
 - ・函渠工 一式
 - ・排水構造物工 一式
 - ・付帯工 一式
 - ・工事用道路工 一式
- 5) 委託期間
令和 3 年 (2021 年) 3 月 12 日
～令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日

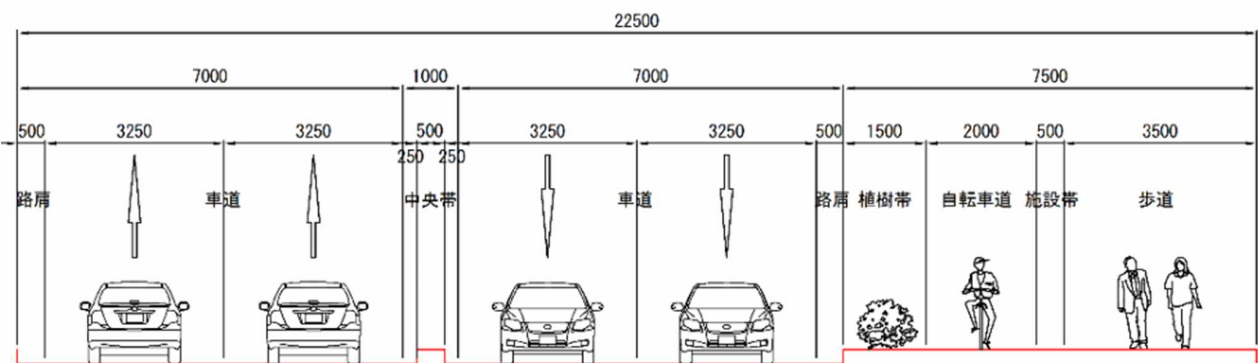
参考資料

位置図



標準幅員構成

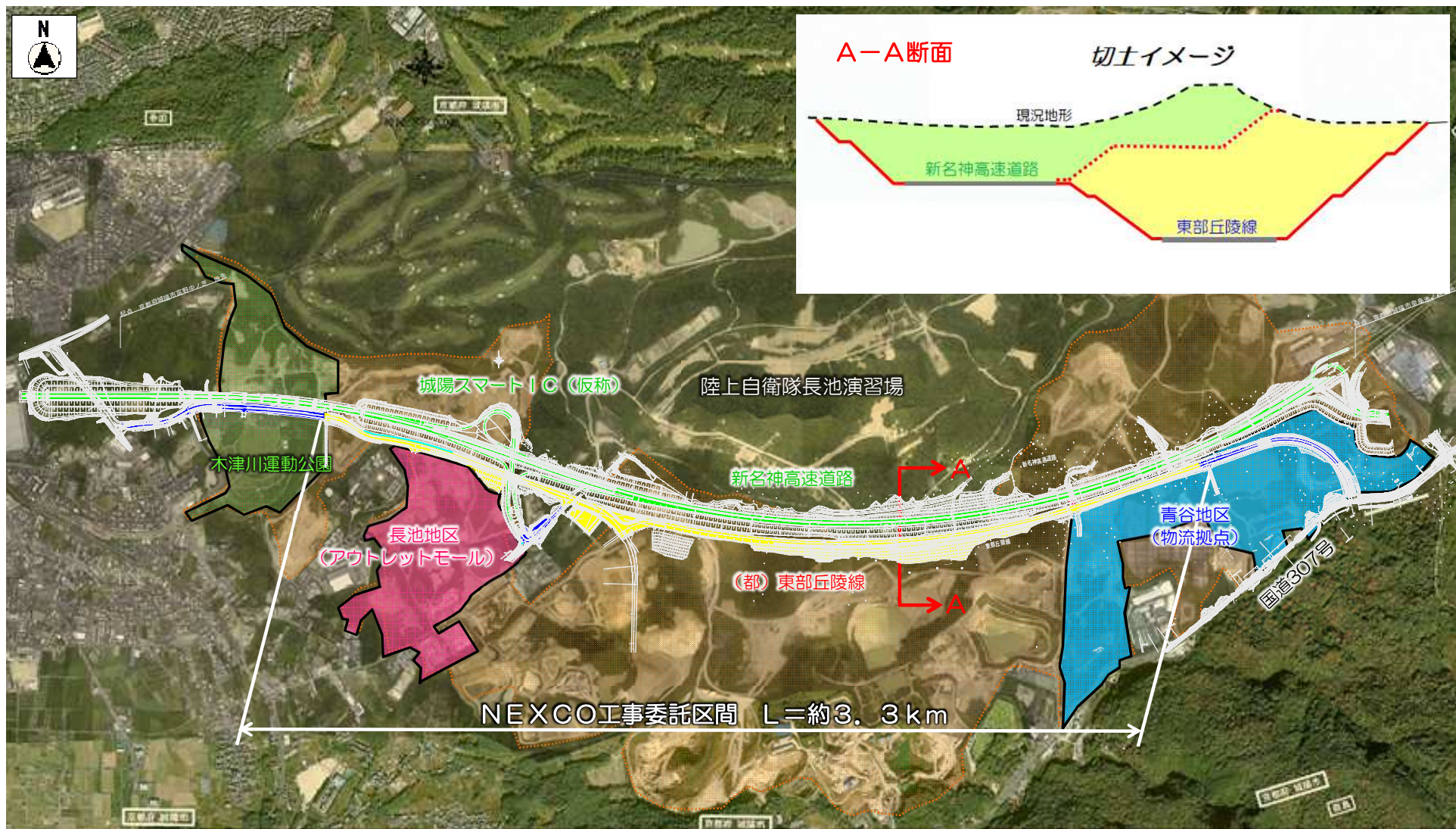
本線区間 (4車線)



単位：mm

参考資料

計画平面図



参考資料

工程表

■ 東部丘陵線（土工事等）

工種	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
掘削工							
盛土工							
法面工							
函渠工							
排水構造物工							
付帯工							
工事用道路工							

※舗装工、道路附属物工は含まない

※工事の進捗等により変更になる可能性がある

参考資料

工事委託金額（調書）

（単位：千円）

項目	数量・単位	金額	備考
工事費	1 式	5, 588, 880	概算金額
施工管理費	1 式	167, 666	工事費の 3%
事務的経費	1 式	187, 446	
消費税等	—	557, 687	対象額の 10%
合 計		6, 501, 679	

※施工管理費及び事務的経費は工事委託に必要となる経費